

第百八十九号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第二項の表を次のように改める。

職 員 の 区 分		割	
		六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの		百分の百三十	百分の百二十
	二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下この条において「行(一)四級職員」という。）又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの（以下「行(一)四級等職員」と総称する。）		百分の百十

<p>三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員（以下この条において「行(一)五級職員」という。）又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの（以下「行(一)五級等職員」と総称する。）</p>	<p>百分の百</p>	<p>百分の九十</p>
<p>四 指定職給料表の適用を受ける職員</p>	<p>百分の七十</p>	<p>百分の六十五</p>

第二十一条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

<p>百分の百三十</p>	<p>百分の百二十</p>
<p>百分の百十</p>	<p>百分の百</p>

<p>百分の百二十五</p>	<p>百分の百二十五</p>
<p>百分の百五</p>	<p>百分の百五</p>

百分の百	百分の九十
百分の七十	百分の六十五

を

百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

に改め、同条第三項中

「割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」を「中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定する必要がある。